

特別養護老人ホーム入所申込み手続きのご案内

この度は、社会福祉法人回春堂が経営する「特別養護老人ホーム」に入所をご検討いただき誠にありがとうございます。

入所判定対象となる方は、以下の方になります。

- (1) 要介護3から要介護5までの要介護者
- (2) 要介護1又は2の認定を受けている方のうち、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である方（次の「特列入所の要件」のいずれかに該当する方）になります。

【特列入所の要件】

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

＜ご提出いただく書類＞ご提出は郵送、ご持参どちらでも構いません。

- ① 特別養護老人ホーム入所申込書
→ご本人又はご家族の方がご記入下さい。
- ② 入所意見書
→記入は、在宅で介護を受けている方は担当のケアマネージャーに、
入院・入所中の方は病院・施設の相談員等の担当者にご依頼ください。
- ③ 介護保険被保険者証の写し

＜入所者の決定について＞

入所申込者には、山形県特別養護老人ホーム入所指針に基づき、入所検討委員会にて優先順位を決定し、順位が上位の方から状況等の調査を行い決定させていただきます。申込順ではございません。尚、当方から入所申込者様へのご連絡については、状況等の調査を行う方のみとさせていただきますので、予めご了承くださいませようお願い致します。

〒992-0021 米沢市大字花沢 2986-1
社会福祉法人 回春堂
電話 0238-26-8850